

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

県では、「山形県スポーツ推進計画（スポーツやまがたドリームプラン）」（平成25年3月策定「山形県スポーツ推進計画」及び平成30年6月策定「山形県スポーツ推進計画＜後期改定計画＞」。以下「第1期計画」という。）を策定し、「山形の未来を拓くスポーツ文化の創造」を基本目標に掲げ、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成31年3月には、スポーツの推進に関する基本理念を定め、県民の心身の健康の増進及び健康寿命の延伸を図り、健康で豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目的とする「山形県スポーツ推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この間、県においては、関係団体等と連携・協力しながら、第1期計画に基づき、生涯を通して楽しめるスポーツ活動の推進、トップアスリート育成に向けた支援・強化策の確立、スポーツを通じた活力ある地域社会の実現に取り組むなど、スポーツの推進に関する施策を着実に進めてきました。

一方で、新型コロナの感染拡大による影響を経て、スポーツを通じた健康の保持及び増進やストレス解消、交流促進などのスポーツの価値が再認識されるとともに、人口減少や少子化・高齢化の進行に伴うスポーツに参画する者の減少やスポーツ指導者をはじめとした担い手の不足など、スポーツをめぐる状況は大きく変化しています。

こうしたスポーツをめぐる状況の変化や、第1期計画に基づくこれまでの取り組みの成果・課題等を踏まえ、今後の本県におけるスポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに「第2期山形県スポーツ推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第8条第1項の規定による「スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（スポーツ推進計画）」として定めるとともに、スポーツ基本法第10条第1項に規定する「その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（地方スポーツ推進計画）」として位置付けるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

4 計画の対象とするスポーツ等の範囲

本計画が対象とする「スポーツ」は、条例第2条第1号の規定を踏まえ、個人又は集団で行われる運動競技に加え、その他の身体活動（散歩、ダンス、健康のために行う体操、ハイキング、サイクリングその他これらに類するものを含む。）とします。

また、「スポーツ活動」は、同条第2号の規定を踏まえ、スポーツを行うこと、観戦すること、スポーツを行う者を指導すること、又は、スポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動とします。